

ざいりゅうしかく へんこう
在留資格の 変更

ざいりゅうしかく へんこう
○ 在留資格を 変更したい とき

ざいりゅうしかく か しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく もう こ きょか う もう
在留資格を 変えたい ときは、出 入 国在留管理局に 申し込んで 許可を 受けます。申

こ てつづ かね ひつよう
し込みの 手続きにはお金が 必要です。

へんこう れい
【変更の 例】

- りゅうがくせい そつぎょう きぎょう はたら つづ にほん す
・ 留学生が 卒業して 企業で 働くために 続けて 日本に 住むとき とき
- にほんじん けっこん
・ 日本人と 結婚した とき

ひつよう しよるい
○ 必要な 書類

ざいりゅうしかく ざいりゅうじょうきょう ていしゅつ しよるい ちが
在留資格と 在留状況に よって、 提出する 書類が 違います。

くわ にゅうこくかんりきょく き
詳しいことは、入 国管理局に 聞いてください。

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく
大阪出 入 国在留管理局神戸支局 078-391-6377

じゅうしょ こうべしちゅうおうくかいがんどおり こうべちほうごうどうちようしゃ
(住所) 神戸市 中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎